

国指定屋我地鳥獣保護区屋我地特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 29 条第 4 項において準用する第 28 条第 4 項の規定に基づき、法第 29 条第 1 項の規定により指定しようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

1. 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

屋我地特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

屋我地鳥獣保護区のうち、沖縄県国頭郡今帰仁村字湧川前田原 719 番地の 1 東端を起点とし、同所から同所と名護市字我部 950 番地西端を結ぶ線を東進し同所に至り、同所から最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）を南東に進み県道 110 号との交点に至り、同所から同県道を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を西進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 8 年 11 月 1 日から 20 年間

2. 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間位置する羽地内海の区域である。干潟が発達する浅海域で、環境省が作成した第4次レッドリストに記載されている73種を含む64科185種の貝類が確認されている等、多様かつ豊富な底生生物が生息している。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類をはじめとした多くの鳥類が渡来して、干潟を採餌場所及び休息地として利用している。また、屋我地島周辺海域に見られる岩礁はベニアジサシ、エリグロアジサシ等が渡来し、繁殖地及び休息地として利用している。特にベニアジサシについては、1,000羽規模で営巣したことがあるなど、南西諸島の中でも特に大規模かつ重要な集団営巣地である。

このように、当該鳥獣保護区の中でも、羽地内海は、多くの渡り鳥が渡来し、繁殖地、休息地及び採餌の場として利用されていることから、特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 無秩序な海面利用型レクリエーションによる鳥獣の繁殖や生息へ影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。